平成２２年（フ）第１１３号
愛知県蒲郡市府相町新井前835番地　鈴寅コーポ１－Ａ
債務者　竹内　朱美（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１１４号
愛知県蒲郡市府相町新井前835番地　鈴寅コーポ１－Ａ
債務者　ラーメンとん太蒲郡店こと　竹内　淳
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第５０号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1890番地58
債務者　海老澤　久
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第２８１号
愛知県安城市東栄町横根畑59番地322　アンシャンテ新安城102、旧住所愛知県安城市東栄町高根58番地１　スペクトル東栄301
債務者　宮口　斉司
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
愛知県岡崎市薮田２丁目８番地８　葵マンション１Ｅ
債務者　竹内施療院こと　竹内　壮吉
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
島根県出雲市大津町822番地７　ぴーかんはうす111
債務者　新治　正則
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第２１６号
岡山市東区瀬戸町下546－１　マリベール多聞207号室、住民票上の住所岡山県赤磐市河本347番地
債務者　中務　高宏
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６７号
岡山市中区高屋235番地２　203号
債務者　平島美津子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６２号
岡山市中区平井３丁目957番地１　市住９－104
債務者　横山奈津子（旧姓杉江）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６４号
横浜市保土ケ谷区新井町460番地４　久保田ハイムⅡ403号
債務者　加部江利奈
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２１号
相模原市緑区橋本８丁目26番15号　サンシティＡ103
債務者　川端　治夫
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６０１号
東京都西東京市田無町６丁目８番18―105号
債務者　佐藤　重友
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６号
石川県七尾市今町17番地
債務者　泉　　英恵
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後２時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第３２号
島根県益田市須子町３番５号
債務者　上本　和明
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月29日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１２２号
長崎県佐世保市天神町５丁目19番20号　山口アパート201号、旧住所長崎県佐世保市大岳台町25番２号
債務者　道越　和子（旧姓藤山）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係